

検証・浦和電車区事件の真実 No. 41

民主化闘争情報 [号外] 2008年8月13日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

第41回 7名が「強要罪」で逮捕・起訴される！

2001年7月31日、約7ヶ月におよぶJR東労組組合員の集団的な恫喝や糾弾行動で追い詰められたY氏(当該事件被害者)は、ついに、JR東日本を退職するに至った。

そしてY氏が2002年2月、警視庁に告訴状を提出し、事態は大きく動き出すことになる。

警視庁が「強要罪」の容疑で7名を逮捕！

2002年11月1日、警視庁公安部は、Y氏を無理やり脱退・退職に追い込んだとして、JR東労組大宮地本梁次副委員長ら7名を「強要罪」の容疑で逮捕した。

指示拒否の組合員に退職強要 JR東労組幹部ら逮捕 (産経新聞 2002年11月2日 朝刊)

JR東労組の幹部らが、組合の指示を拒否した組合員を無理やり退職させたとして、警視庁公安部は1日、強要の疑いで埼玉県戸田市上戸田、過激派「革マル派」幹部で同労組大宮地方本部執行副委員長、梁次邦夫容疑者(53)ら計7人を逮捕し、同労組中央本部(東京都渋谷区)など計30数カ所を家宅搜索した。同労組中央本部への搜索は昭和62年の結成以来初めて。公安部では、革マル派が同労組への影響力を維持するため、組合員に対して締め付けを強化しているとみて警戒している。

調べによると、梁次容疑者らは昨年1月から同6月にかけて、当時、同労組大宮地本浦和電車区に所属していた運転士の男性(28)を、東京都大田区のJR蒲田駅ホームなどで集団で取り囲み、繰り返し脅迫し組合を脱退させ、会社も退職させた疑い。

梁次容疑者らは、対立する国労組合員に対し、JR東労組への加入を呼び掛けるはがきを出すよう指示したが、これを男性が拒否したため、「組織破壊者」と決め付けて脅迫したという。

東労組は「組合活動に対する弾圧」と抗議

検察庁は11月22日、逮捕された7名を全員起訴した。逮捕、起訴に対し、JR総連、JR東労組は「抗議声明」を出して警察、検察を激しく非難している。その一部を紹介したい。

「組合員への強要」の容疑で強行された今回の異常な事態は、正当な組合活動に対するあからさまな弾圧である。(11/1 JR東労組「抗議声明」)

労働組合にとって仲間同士の信頼に裏打ちされた団結は組織の存立基盤である。仲間の信頼を裏切り、団結を乱す組合員に対して、説得を行うことは団結権を守るための労働組合の当然の行為である。...(中略)...労働組合の団結を守る行為を犯罪とみなし、役員・組合員を逮捕した警察当局の異常な行為は、勤労者の団結権を侵害する不当な弾圧であり、断じて許すことはできない。(11/1 JR総連声明)

組合の団結を乱す行為をウソでごまかそうとしたY氏に対して、信頼を裏切られた思いで職場組合員が真意を問い、討論をすることは組合運動の一環として当然の行為である。なんら犯罪的要素など存在しない。(11/22 JR東労組「抗議声明」)

JR東労組がいくら訴えようとも、Y氏を集団で恫喝、糾弾してきた行為が、「討論」や「説得」なのか、それとも「犯罪」なのかは、火を見るより明らかだ。一人の組合員を集団で恫喝して退職に追い込む行為が、「団結権」を理由に正当化されてよいはずはない。(次号に続く)